

再エネ特措法に関する諸論点について

2025年2月3日
資源エネルギー庁

1. **改正再エネ特措法（2024年4月施行）に基づく措置のフォローアップ**
2. インボイス制度に係るFIT制度上の対応
3. 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用（三次調整力②）

改正再エネ特措法（2024年4月施行）に基づく措置のフォローアップ

- 地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るため、2024年4月に改正再エネ特措法を施行し、主に以下の点を措置するなど、事業規律の強化を図っている。
 - ① 周辺地域の住民との適切なコミュニケーションを図るため、FIT/FIP認定要件として、事業内容等に関する周辺地域の住民への説明会等を求めることとした。
 - ② 関係法令違反等の早期是正を図るため、関係法令に違反する事業者等に対し、FIT/FIP交付金の交付を一時停止することとした。
- 改正法の施行から約1年が経過する中で、制度の施行状況を踏まえたフォローアップを行い、必要な制度の見直しを行っていくこととしたいと考えており、その内容について御議論いただきたい。

地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 ～改正再エネ特措法（2024年4月施行）等による措置～

<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



①土地開発前

- 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。

②土地開発後 ～運転開始

- 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合にFIT/FIP交付金を留保する措置といった再エネ特措法における新たな仕組みを導入。認定取消しの際の徴収規定の創設。

③運転中 ～廃止・廃棄

- 2022年7月から廃棄等費用の外部積立てを開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- 2030年代半ば以降に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する等の対応を実施。
- 経産省と環境省で有識者検討会を開催し、使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討を連携して進めていく。

④横断的事項

- 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など周辺地域への事前周知の要件化（事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様）。事前周知がない場合には認定を認めない。

(参考) 説明会等のFIT/FIP認定要件化

- 改正再エネ特措法では、**FIT/FIP認定要件**として、**事業内容等に関する周辺地域の住民への説明会等**を求めることとしている。この趣旨・目的は、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、**再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図る**ところにある。
- 説明会等の要件等の概要は下記のとおりであるが、詳細は、**再エネ特措法施行規則や「説明会及び事前周知措置ガイドライン」**において定めている。

説明会等のFIT/FIP認定要件化 (FIT/FIP認定要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。)

(説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲)

- **特別高圧・高圧(50kW以上)**は、**説明会の開催**を求める。
- **低圧(50kW未満)**は、原則として**説明会以外の事前周知**を求めるが、**周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア(上記Ⅰ①～③の許認可が必要なエリア、土砂災害警戒区域のエリア、景観等の保護エリア等)**では、**説明会の開催**を求める。
- **屋根設置・住宅用太陽光**は、事前周知の対象外。

(説明会での説明事項等)

- 説明会では、下記の説明を求める。
 - ① **事業計画の内容** ④ **事業に関する工事概要**
 - ② **関係法令遵守状況** ⑤ **関係者情報(主な出資者等を含む)**
 - ③ **土地権原取得状況** ⑥ **事業の影響と予防措置**
- このうち⑥は、**安全面**(斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等)、**景観、自然環境・生活環境**(騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項)、**廃棄等**の項目を説明。

(説明会の議事等)

- **質疑応答の時間**を設け、住民の**質問・意見への誠実な回答**を求める。
- 説明会後に事業者が一定期間、**質問募集フォーム等**を設け、フォームに提出された住民の質問等への**書面等での誠実な回答**を求める。

(「周辺地域の住民」の範囲)

- **事業場所の敷地境界から一定距離**(低圧100m、特別高圧・高圧300m、環境アセス(法アセス)対象1km)の**居住者**と、**再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者**を対象とする。
- 地域の実情を把握する**市町村への事前相談**を行うことを求め、市町村の意見を尊重して、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加。

(説明会の開催時期)

- 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高い場合(上記Ⅰ①～③の許認可が必要な場合、環境アセス対象等)は、**事業の初期段階から、複数のタイミングでの説明会開催**を求める。

(その他の説明会実施要領)

- 説明会には、**再エネ発電事業者自身の出席**を求める。開催案内は、開催2週間前までに、ポスティング等により行うことを求める。
- FIT/FIP認定申請時に、**説明会を開催したことを証する資料**として、**説明会の議事録、配布資料、質問募集フォームにおける質問・回答、概要報告書等**の提出を求め、**概要報告書**は認定後に**公表**する。
- 認定後に**事業譲渡や実質的支配者の変更等**が生じた場合は、**変更認定申請時に改めて説明会の開催**を求める。
- 説明会は事後検証できるよう、**録画・録音し、保管**する。

(参考) 事業規律の強化に当たっての執行体制の充実

第66回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2024年8月7日) 資料3より抜粋

- 改正再エネ特措法（2024年4月施行）の施行に伴って増加する認定審査への対応や、不適切案件への対応を強化する観点から、執行体制の充実を図っていく。
- これと併せて、
 - 不適切案件に対する現地調査等を強化するための執行体制を新たに構築するとともに、
 - 不適切案件に対する立入検査や処分をより効率的かつ効果的に行うために、環境省のデータベース（EADAS）の地図情報を活用するなど、関係省庁や自治体と連携して再エネ特措法のシステムの活用を拡大し、設備の危険度などから優先的に対応すべき案件の絞り込みを実施している。

【不適切案件の現地調査等の強化】

執行体制の強化

- ・調査結果分析
- ・違反事案の洗い出し
- ・事業者に対するヒアリング
- ・行政処分等の実施 等

- ・全国規模での不適切案件の実態調査
- ・違反事案に対する関係行政機関への通報
- ・電気事業法違反の可能性のある事業者への立入検査

【不適切案件の絞り込み】

再エネ業務管理システム

- ・地図情報（EADAS等）
- ・自治体システム
- ・衛星写真 との連携

- ・EADAS等の地図情報と再エネ業務管理システムとの連携
- ・自治体連携システムの機能拡充による連携強化
- ・衛星写真等を利用した不適切案件の調査実証



不適切案件への対応を強化し、
地域共生を図る

関係法令を遵守していない
疑いのある再エネ設備



(参考) 不適切案件に対する現地調査の強化の状況

第66回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2024年8月7日) 資料3より抜粋

- 2024年度から、事業規律違反や関係法令違反が疑われる不適切案件に対する現地調査を実施するための新規予算を計上しており、6月末から全国各地で現地調査を開始している。
- (※) なお、本年3月26日付けで、総務省から「太陽光発電設備等の導入に関する調査」を踏まえ、トラブル等の未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化すること等が勧告された。上記の現地調査は、こうした勧告等を踏まえたもの。
- 現地調査等を通じて違反の実態が確認された場合には、保安監督部、関係省庁、自治体にプッシュ型で情報提供を行うとともに、事案に応じて、再エネ特措法に基づく指導・FIT/FIP交付金の一時停止・認定取消し等の措置を厳格に講じていく。

<これまでに実際に現地調査で見つかった不適切事案>

管理不十分な状態で下草に覆われたパネル



柵塀が途切れている太陽光発電設備



(1) 周辺地域の住民への説明会等について（①これまでの実施状況等）

- 2024年4月に施行された改正再エネ特措法に基づき実施された説明会等（説明会・ポスティング等の事前周知措置）として、2024年12月末までに資源エネルギー庁のシステムに登録されたものは、約6,700件（このうち、説明会が約3,500件、ポスティング等の事前周知措置が約3,200件）であった。
 - 説明会等の実施を通じて、再エネ発電事業者が周辺地域の住民に対して丁寧なコミュニケーションを図る契機となるなど、今般の制度改正は、より地域と共生した再エネ導入拡大に寄与しているものと評価できる。
 - また、改正再エネ特措法の施行に当たっては、政府が新制度の周知・徹底を重ねて行ってきた。具体的には、審議会等での公開の議論や累次にわたるパブリックコメントの実施に加えて、説明会等の要件等を詳細に解説した「説明会及び事前周知措置ガイドライン」の制定・普及、Q&A（パブリックコメントに対する回答）のWeb公開、パンフレットの作成等を実施してきた。これに加えて、各地の地方経済産業局やコールセンターの窓口においては、個別の事業者の質問等に対して、丁寧な回答に努めてきた。これにより、自治体や再エネ発電事業者等の説明会等への理解が醸成されつつある。
 - この中で、FIT/FIP認定申請を受けて、審査当局が実施された説明会等の内容を確認したところ、説明会等の要件等を充足していないもの（※）も多くあった。こうした事業に関しては、FIT/FIP認定に当たって、厳格に、要件等を充足する説明会等の実施を改めて求める等の対応を行っている。
- （※）事業者自身が説明会に参加していない事例、関係法令遵守に関する説明漏れがある事例、事業実施場所と相当に距離が遠い場所（例：事業実施場所は茨城県、説明会開催場所は東京都）で説明会を開催している事例等）
- また、今般、説明会のフォローアップを実施するに当たり、自治体・事業者団体にヒアリングを行ったところ、制度の改善に繋がり得る意見（次ページ参照）も寄せられた。
 - こうした点を踏まえて、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションの更なる円滑化を図る観点から、必要な制度の見直しを検討することとしたい。
- （※）なお、引き続き、政府としても徹底した周知・広報を行い、丁寧な制度説明に努めていく。同時に、法施行から1年が経過する中で、周辺地域の住民と円滑なコミュニケーションが図られ、FIT/FIP認定を受けた優良事例を横展開していくことも必要であり、こうした役割を事業者団体が担うことも重要である。事業者団体にも、勉強会の開催等も含め、必要な周知・広報の実施を求めていくこととしてはどうか。

(参考) 説明会に関するヒアリング結果

【自治体】

- 再エネ特措法や条例による説明会等の要件化などを経て、**全体として住民からの苦情は減ってきた**と感じる。
- 制度を運用する中で、**より円滑なコミュニケーションを図るために必要なポイントが分かってきた**。例えば、周辺地域の住民に関する事前相談を受けたときに、**自治会長等を「周辺地域の住民」に含めるように回答する**などが効果的である。

【事業者団体】

- 山間部などで、**周辺地域の住民がいないことが明らかな場合もある。周辺地域の住民がいないことが事前に確認できた場合**にまで、**説明会等を実際に行う必要はない**のではないかな。
- **説明会に参加した住民がいなかった場合等に、説明会から認定申請までに3ヶ月の期間を置く必要はない**のではないかな。
- 実際に説明会を実施する中で、**説明会の資料のイメージ**（以下図参照）が出来てきた。また、環境アセスの説明会との混同を防ぐため、開催趣旨の明確化や、意見募集用紙の紙の色や配布資料等を区別するなど、工夫した取組も見られる。



関係法令遵守状況

下記の関係法令に関しては手続きが不要であるか開発時に対応済みであり、**今回の計画変更において手続きが不要**であることを確認しております。
※下記には代表的な関係法令に関する対応状況や適用有無を記載しております。

主な関係法令	今回の計画変更に伴う適用有無
■ 森林法の陸地開発許可	▶ 今回計画変更に伴う適用は無し
■ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可	▶ 今回計画変更に伴う適用は無し
■ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可	▶ 今回計画変更に伴う適用は無し
■ 都市計画法に基づく開発許可	▶ 今回計画変更に伴う適用は無し
■ 河川法に基づく工作物の新築等の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	▶ 今回計画変更に伴う適用は無し
■ 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出等	▶ 今回計画変更に伴う適用は無し
■ 国土利用計画法に基づく土地売買等届出	▶ 開発時、前所有者が土地取得時に届出書提出 ※今回計画変更は地上権設定（一時金無し）のため対象外 ▶ 今回計画変更に伴う適用は無し
■ 土壌汚染対策法に基づく土地の品質変更届出	▶ 開発時、前所有者が開発計画に伴い適切な届出書提出済み ▶ 今回計画変更に伴う適用は無し
■ 自然公園法に基づく工作物新築許可等	▶ 開発時、前所有者が開発計画に伴い適切な届出書提出済み ▶ 今回計画変更に伴う適用は無し
■ 防災調整池設置指導要綱について	▶ 開発時、前所有者が開発計画に伴い適切な届出書提出済み ▶ 今回計画変更に伴う適用は無し
■ 農地法に基づく農地転用許可	▶ 開発時、前所有者が農地転用許可申請書提出済み ▶ 今回計画変更に伴う適用は無し

※上記以外の関係法令に関しても、今回の計画変更においては適用は無い旨確認しております。

※ 自治体へのヒアリングは、再エネ地域共生・長期電源化WGに参加していた山梨県・那須塩原市に実施。
事業者団体へのヒアリングは、電源横断的な再エネ業界団体である（一社）再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）に実施。

(1) 周辺地域の住民への説明会等について（②制度の見直し）

1. 説明会に出席する「周辺地域の住民」がいない場合の取扱い

- 再エネ特措法上の説明会は、再エネ発電事業の実施場所の「周辺地域の住民」に対して開催する必要があるところ、「周辺地域の住民」とは、次の者を指すこととしている。
 - ① 事業場所の敷地境界から一定距離（低圧100m、特別高圧・高圧300m 等）の居住者
 - ② 再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者（事業者からの情報提供に基づき、資源エネルギー庁のHPにおいて開催を案内し、当該案内を閲覧した土地/建物の所有者が説明会に参加できるようにしている。）
 - ③ 地域の実情を把握する市町村への事前相談の結果、市町村から「周辺地域の住民」に加えるべきとされた者
- 現行制度では、①③の「周辺地域の住民」が存在しない場合でも、②の「周辺地域の住民」が存在しないことを客観的に確認するため、説明会を開催する（開催する準備を行い、終了時間まで待機する）ことを求めている。
- こうした運用について、説明会当日の開催準備等に要する再エネ発電事業者の事務コスト等を踏まえ、より効率的に「周辺地域の住民」が存在しないことを客観的に確認できる運用としてはどうか。
- 具体的には、①③の「周辺地域の住民」が存在しない場合には、資源エネルギー庁のHPにおける開催案内が適切に行われ、かつ、説明会の開催予定日の前々日までに、隣接する土地/建物所有者から説明会への出席を希望する旨の連絡がなかったときには、「周辺地域の住民」が存在しないことを客観的に確認したと認める（説明会の開催を不要とする）こととしてはどうか。

(1) 周辺地域の住民への説明会等について（②制度の見直し）

2. 説明会の開催時期について

- 再エネ特措法上の説明会は、説明会での周辺地域の住民の意見・質問を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間（意見等熟慮期間）を確保するため、原則としてFIT/FIP認定申請日の3ヶ月前までの開催を必要としている。
- 今般、説明会の制度を運用する中で事業者団体からあった意見を踏まえ、上記の原則のケースにおいて、説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合には、迅速な再エネ導入拡大を促す観点から、説明会から3ヶ月間を待たずにFIT/FIP認定申請を行うことを可能としてはどうか。
- なお、FIT/FIP認定審査において、説明会の要件を充足しておらず、審査当局から改めて説明会の実施を求められた場合も、改めて実施する説明会（以下「再説明会」という。）での意見等を熟慮する期間を確保する観点から、再説明会の開催から3ヶ月後にFIT/FIP認定の再申請を行うこととしている。この点について、当初の説明会でも3ヶ月の意見熟慮期間が設けられていた中での事業スケジュールへの影響も踏まえ、改めて実施する説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合など（※）は、再説明会の開催から3ヶ月後を待たずにFIT/FIP認定の再申請を行うことを可能としてはどうか。

（※）周辺地域の住民からの意見・質問がなかった場合も含むが、当初の説明会が潜脱的である場合など、悪質な事案であると審査当局が判断した場合は、改めて3ヶ月間の意見等熟慮期間を求める場合がある。

(1) 周辺地域の住民への説明会等について（②制度の見直し）

3. 説明会の開催場所について

- 再エネ特措法上の説明会の開催場所は、「周辺地域の住民」の出席の便宜を最大限考慮し、合理的な場所を選ぶことを要件としている。その際に、定量的な基準を定めることにより説明会がかえって形骸化するおそれがあることから、具体的な定量基準は定めていないが、ガイドラインにおいて、「合理的でない開催場所」の例として、「周辺地域の住民」にとってアクセスが困難な場所などが挙げられる旨が明示されている。
- 制度の施行から約 1 年が経過し、多くの説明会が開催される中で、例えば、再エネ発電事業の実施場所と異なる遠隔地の都道府県で説明会が開催されるなどの事例も見られる。
- こうした点を踏まえ、制度の明確化を図るため、「合理的でない開催場所」の例として、「再エネ発電事業の実施場所と異なる遠隔地の都道府県で説明会が開催される場合」を例示し、こうした事例はFIT/FIP認定の対象外とするなど、厳格にルールを運用することとしてはどうか。

4. 長期安定適格太陽光発電事業者について【御報告事項】

- 再エネ特措法では、事業譲渡や実質的支配者の変更により事業者が交代する場合など、再エネ発電事業計画の重要な事項に変更がある場合には、新規で事業を開始する場合と同様に、地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが生じやすく、また、事業が周辺地域に及ぼす影響等が変化することから、変更認定時に改めて説明会等の実施を求めている。
- 同時に、太陽光発電の長期安定電源化の観点からは、太陽光発電を社会に定着させる役割を担うことのできる責任あるプレーヤーが、多極分散構造にある事業を集約し、集約した事業を効率的に運用していくことが重要となる。
- 以上の点を踏まえ、これまでの本小委員会でも議論を重ねてきたとおり、長期安定適格太陽光発電事業者が重要な事項に関する計画変更を行う場合は、説明会を求めている規模（50kW以上）の電源であっても、原則、ポスティング等の説明会以外の手法での事前周知を認めることとする。

(参考)「長期安定適格太陽光発電事業者」の概要

第70回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2024年10月22日) 資料 3 を一部修正

- 再エネの長期安定電源化に向けて、適切な再投資等を行いながら、次世代にわたって自立的な形で、太陽光発電を社会に定着させる役割を担うことのできる責任ある太陽光発電事業者について、「長期安定適格太陽光発電事業者」として、経済産業省が認定する。
 - 「長期安定適格太陽光発電事業者」は、多極分散構造にある太陽光発電を集約し、集約した事業を効率的に運用していくことが期待されている。この点を踏まえ、地域との共生や国民負担の抑制は大前提としつつも、事業集約や集約した事業の効率的な運用を促進するための施策を講じる。
- (※)「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定要件や支援策については、制度の活用状況、事業集約の進展状況等を踏まえ、制度開始後においても、必要に応じて見直しを検討する。

「長期安定適格太陽光発電事業者（適格事業者）」の概要

【適格事業者の認定要件（案）】

- ① 地域の信頼を得られる責任ある主体であること
- ② 長期安定的な事業の実施が見込まれること
- ③ FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であること

【適格事業者への施策（案）】

- ① FIT/FIP変更認定時の説明会等の取扱い
 - ② 電気主任技術者に係る統括制度の利用拡大
 - ③ パネル増設時における廃棄等費用の積立時期の取扱い
 - ④ 事業売却希望者情報の先行公開
- ※ 再投資・事業集約化へのファイナンスや保険付保を円滑化するため、本制度の有効な活用策等について、引き続き、金融機関・保険事業者等の関係プレイヤーと対話を進めていく。

※ 適格事業者においては、子会社等を通じた出資・保有などの形態による事業実施も想定される。
このため、企業グループの親会社等に適格事業者の認定を付与する際に、①一部の要件については、その子会社等も含めて要件適合性の判定を行った上で、②子会社等も適格事業者への支援策を受けられるようにする。企業グループの判断は、再エネ特措法の「密接関係者」の定義によることとする。

(参考) 「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定要件

第71回再エネ大量導入・次世代NW小委員会
(2024年11月28日) 資料3を一部修正

- 適格事業者の認定要件は、次の全ての事項を満たすことと整理される。

① 地域の信頼を得られる責任ある主体であること

a. 関係法令を遵守すること

- イ. 再エネ発電事業（非FIT/非FIPを含む。）の実施に当たって、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること
- ロ. 過去2年以内にFIT/FIP認定取消の実績がないこと
- ハ. FIT/FIP交付金の一時停止措置を現に受けていないこと
- ニ. FIT/FIP制度に基づく改善命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る改善措置を完了していない状況にないこと 等

b. 厳格なガバナンス体制等（自治体の出資を受けていること又は上場企業であること）

c. 地域との共生や保安の確保に関する取組方針について、自社HPに記載すること

② 長期安定的な事業の実施が見込まれること

a. 一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって事業を継続すること

b. 事業継続期間、集約する太陽光発電事業の容量について、中期経営計画等において定量的な目標へのコミットメント（※）を行い、当該目標とその進捗状況に対する評価を毎年度自社HPで公表・フォローアップすること

（※）低圧・高圧・特別高圧の規模別での容量とし、その際、少なくとも低圧事業の集約に係るコミットメントが示されることを必須要件とする。

③ FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であること

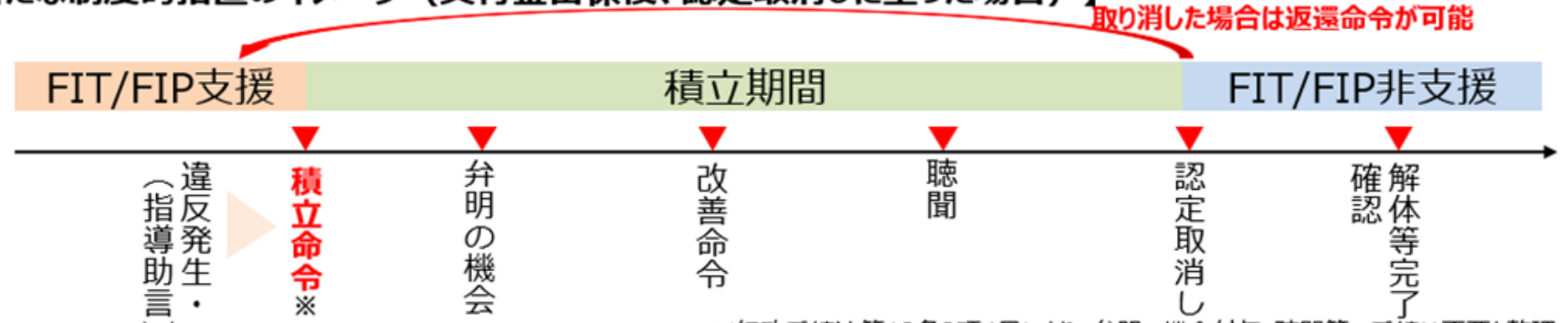
競争的な環境の下で実施されている太陽光発電事業の50,000kW以上の実績

（※）上記①b.の要件について、発電事業を実施していない持株会社等が上場企業となっている企業グループが存在することも踏まえ、企業グループ内の上場企業も上記①a.の要件を満たし、かつ、その直接の完全子会社が上場企業に関する要件以外の全ての要件を満たす場合には、当該上場企業に代わり、当該完全子会社が適格事業者の認定を受けることを認める（ただし、認定を受けることのできる当該完全子会社は、企業グループ内で一社に限る。）こととする。

② FIT/FIP交付金の一時停止措置の施行状況

- 改正再エネ特措法では、関係法令に違反する事業者等に対して、早期の是正を促すため、FIT/FIP交付金を一時停止する措置を講じている。
 - 違反解消等が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻すことができる。他方、違反が解消されずに認定取消しに至った場合には、違反発生時点から認定取消し時点までの交付金の返還命令が可能となっている。
 - 法施行日以降、関係省庁と連携の上で、まずは、次の事案に対して、一時停止措置を講じた。
 - ① 2024年4月2日、森林法違反の太陽光発電事業（計9件）に対して、一時停止措置を講じた。
 - ② 2024年8月5日、農地法違反（必要な農地転用許可を受けていないものや、収穫量8割以上の営農が継続されていないもの）等の不適切な事由が確認された営農型太陽光発電事業（計342件）に対して、一時停止措置を講じた。
 - ③ 2024年11月25日、農地法違反や盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計19件）に対して、一時停止措置を講じた。
- （※） 森林法違反のうち2件については、違反状態が解消されたことが確認できたため、2024年11月25日に措置を解除。
- 今後も、随時、関係法令に違反する事業者等には、厳格な対応を講じていく。

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



※行政手続法第13条2項4号により、弁明の機会付与・聴聞等の手続は不要と整理。

(参考) FIT/FIP交付金の一時停止措置の対象事案

- 森林法違反の太陽光発電事業には、森林法に基づく許可を得ずに森林伐採等を行う無許可開発の事例等（左下図参照）が見られた。
- 盛土規制法違反の太陽光発電事業では、同法に違反した開発行為を行い設備の設置面が崩落している事例（右下図参照）が見られた。
- いずれの事例も、早期の違反是正を促すため、既にFIT/FIP交付金を一時停止する措置を講じている。

【森林法違反の例（2024.4.2交付金一時停止）】

（法面が崩落）



（無許可開発）



【盛土規制法違反の例（2024.11.25交付金一時停止）】

（盛土規制法に違反した開発行為を行い設備の設置面が崩落）

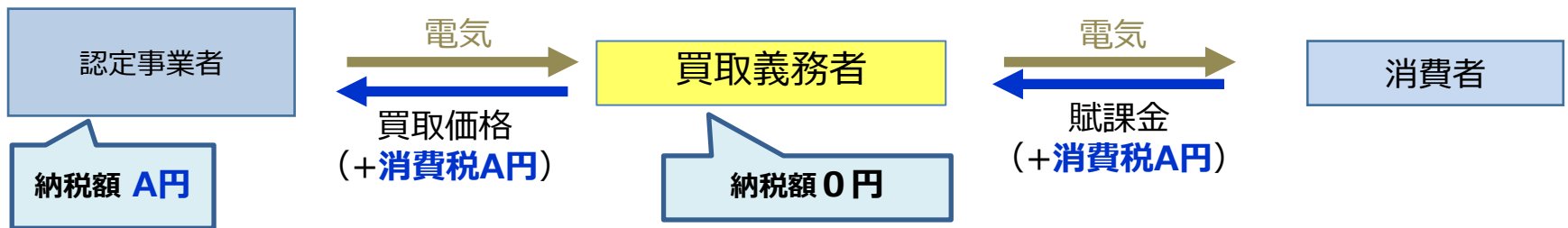


1. 改正再エネ特措法（2024年4月施行）に基づく措置のフォローアップ°
2. **インボイス制度に係るFIT制度上の対応**
3. 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用（三次調整力②）

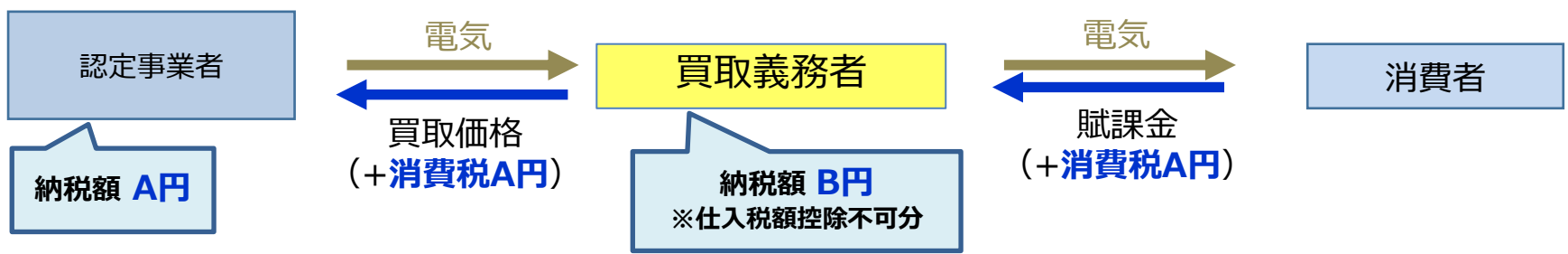
インボイス制度に係るFIT制度上の対応①

- 2023年10月のインボイス制度開始後、買取義務者は、認定事業者へ支払う買取価格のうち、仕入れの事実を記載した帳簿及び適格請求書（インボイス）の保存等を要件として、インボイス発行事業者との取引についてのみ仕入税額控除が可能となっている。
- インボイスを発行できない免税事業者などとの取引において、買取義務者はインボイスを取得できず、当該取引分の仕入税額控除ができない。

○インボイス導入前（2023年9月以前）



○インボイス導入後（2023年10月以降）



インボイス制度に係るFIT制度上の対応②

- こうした中で、FIT制度においては、新規認定・既存認定のそれぞれについて、次のように対応を講じている。

【新規認定】

- ✓ 課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うことを認定要件とし、2024年度以降の調達価格は、
 - ・ インボイス発行事業者（すなわち課税事業者）： 外税方式
 - ・ 非インボイス発行事業者（すなわち免税事業者）： 内税方式 で設定している。

（※） 免税事業者については、これまでと同様、インボイス登録がなくともFIT認定を受けることが可能。

【既存認定】

- ✓ インボイス制度の導入に伴い、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、既認定の課税事業者については、インボイス発行事業者としての登録を適切に促していく必要がある。
- ✓ 具体的には、買取義務者と連携して、課税事業者のインボイス登録に向けて、インボイス制度開始前に認定された事業者（以下「既認定事業者」という。） へのメール・はがき送付や検針票・web明細等による個別周知等に適切に取り組んでいく。

（※） 免税事業者の方に向けて、インボイスの登録がなくとも現行の買取価格が変更されないことも併せて発信していく。
- ✓ こうした取組を大前提に、インボイス制度導入後（2023年10月1日以降）に買取義務者に生じる新たな消費税負担に関して、FIT制度において手当てをしている。

- こうした中で、既存認定に係る2025年度以降の取扱いについては、昨年度の本小委員会において、今後、電源ごとの特性に応じて検討を進めることとされた。本日の小委員会では、直近のインボイス登録状況等について御報告した上で、2025年度以降の具体的な取扱いについて御議論いただくこととしたい。

(参考) インボイス制度について

第42回再エネ大量導入・次世代NW小委員会
(2022年6月7日) 資料2を抜粋

- 平成28年度税制改正においては、適正な課税を確保する観点から、2023年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入することとされた。
- インボイス制度の下では、税務署に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」が交付する「適格請求書（インボイス）」等の保存が仕入税額控除の要件となる。
- インボイス発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限る）の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課される。

<消費税額の計算方法等>

計算方法 (消費税額は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引く（＝仕入税額控除）ことで計算)

消費税額 = 課税売上に係る消費税額（売上税額） - 課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額）


仕入税額控除

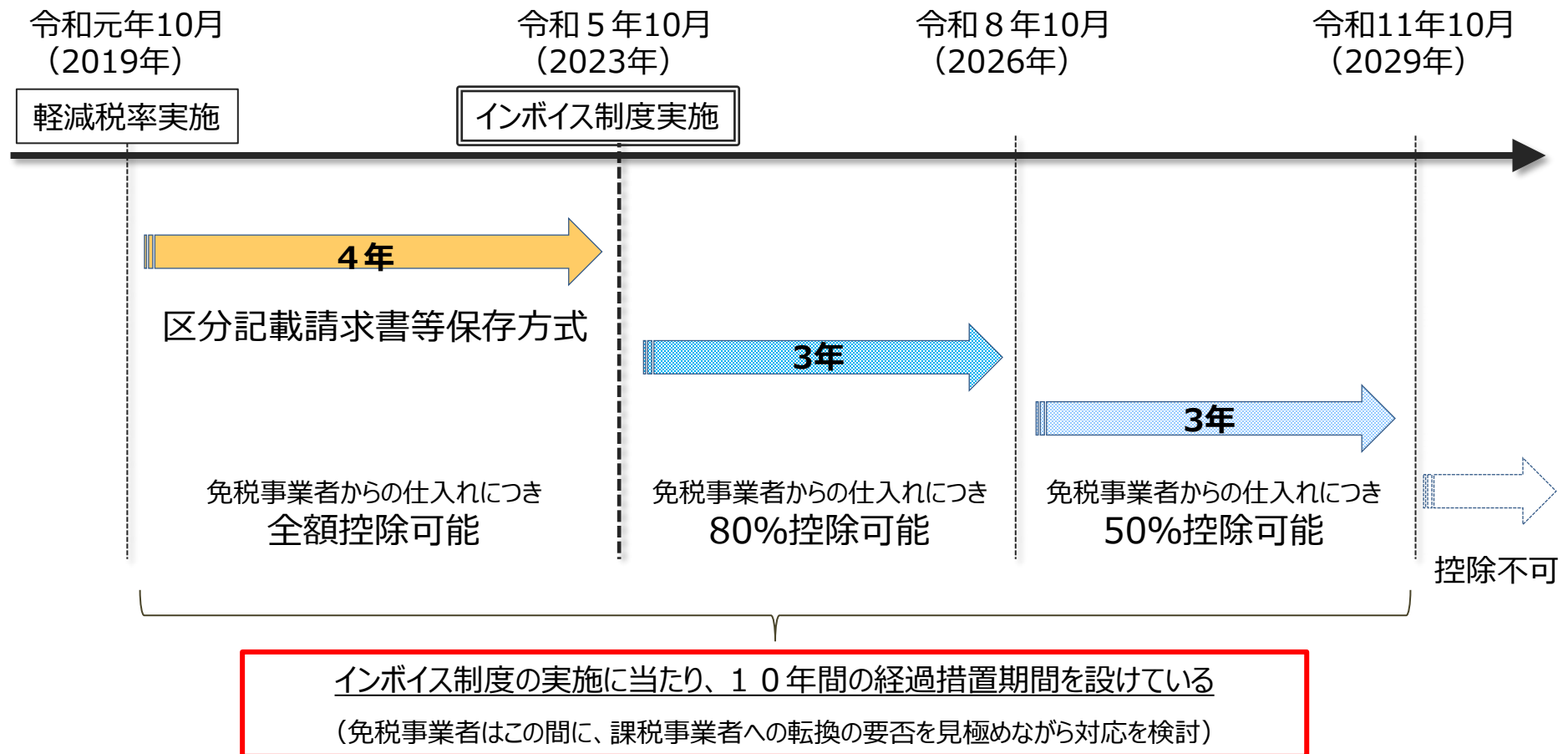
仕入税額控除の要件

	～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (適格請求書等保存方式 ＝インボイス制度)
請求書等	請求書等の客観的な 証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等 (区分記載請求書等)の客観的な 証拠書類の保存	適格請求書（インボイス）の保存
帳簿	仕入れの事実を記載した帳簿の 保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記 載した帳簿の保存	(同左)

(参考) インボイス制度の実施に当たっての経過措置

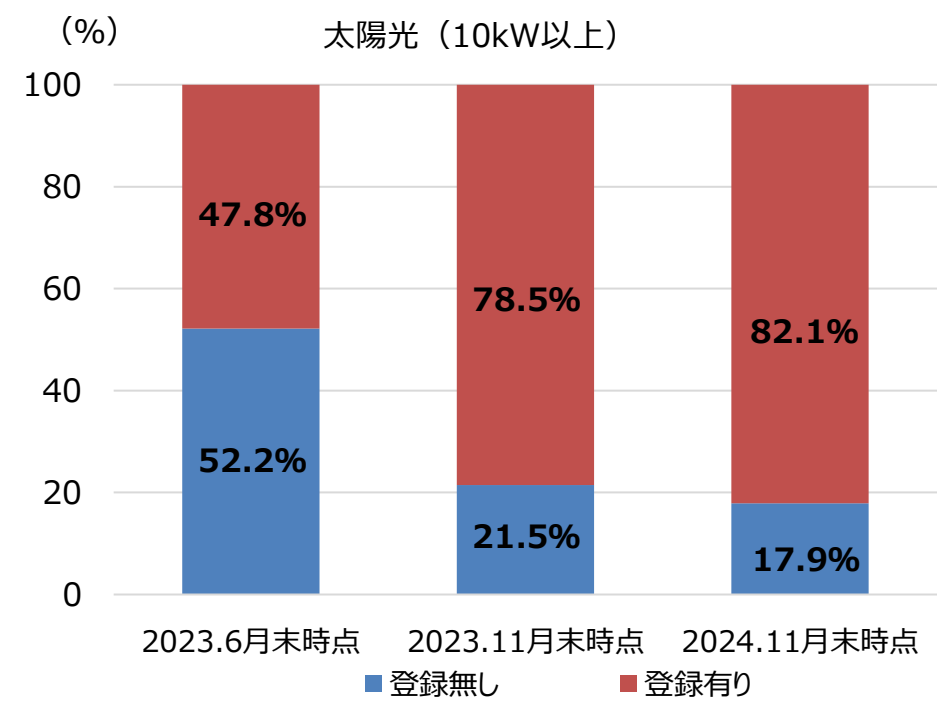
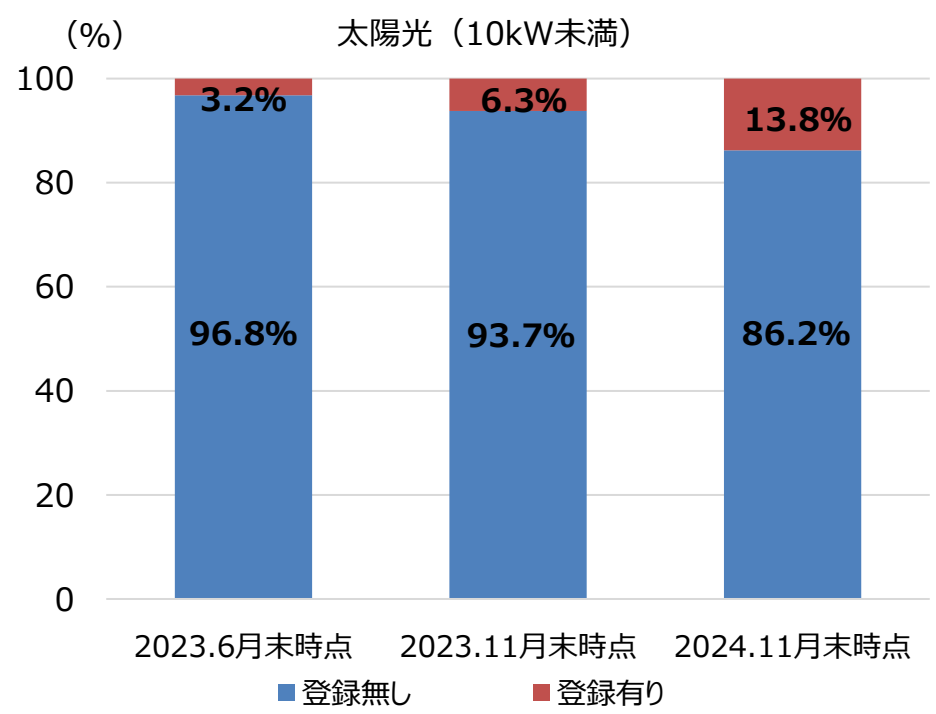
第42回再エネ大量導入・次世代NW小委員会
(2022年6月7日) 資料2を一部加工

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、**制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。**



既認定事業者におけるインボイス登録状況①

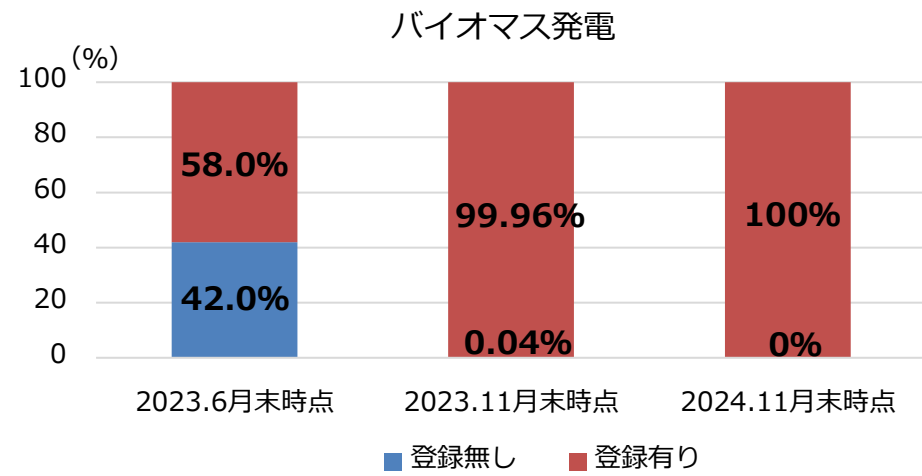
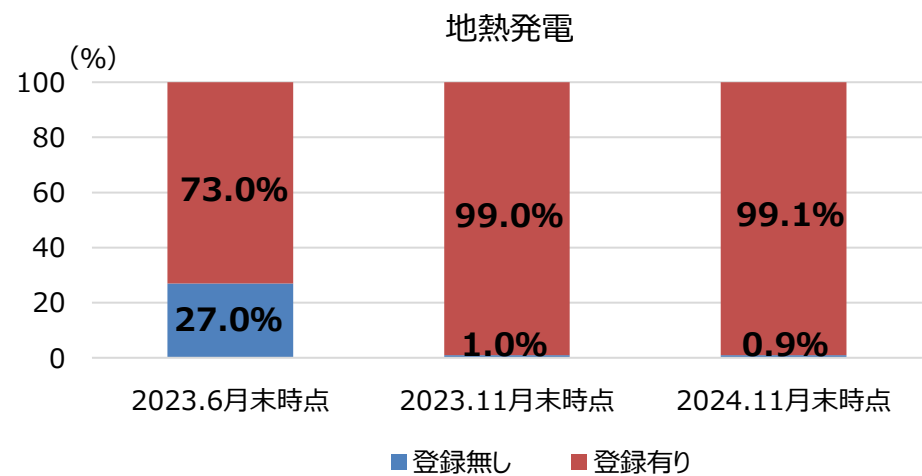
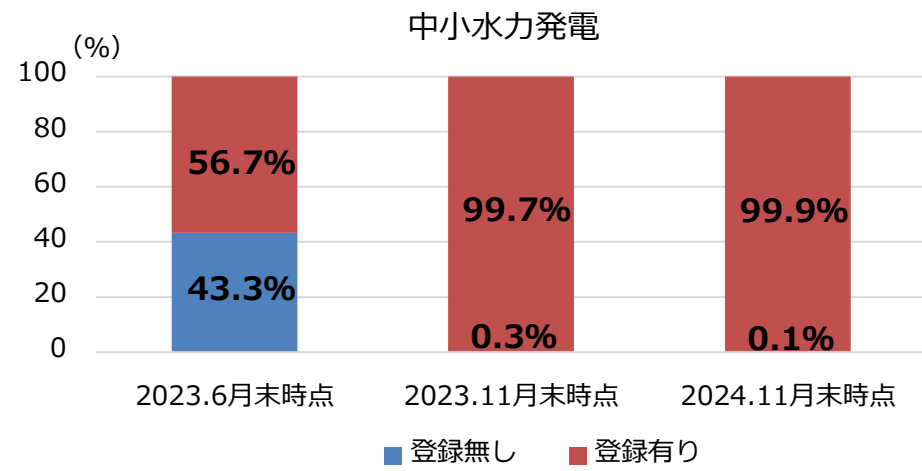
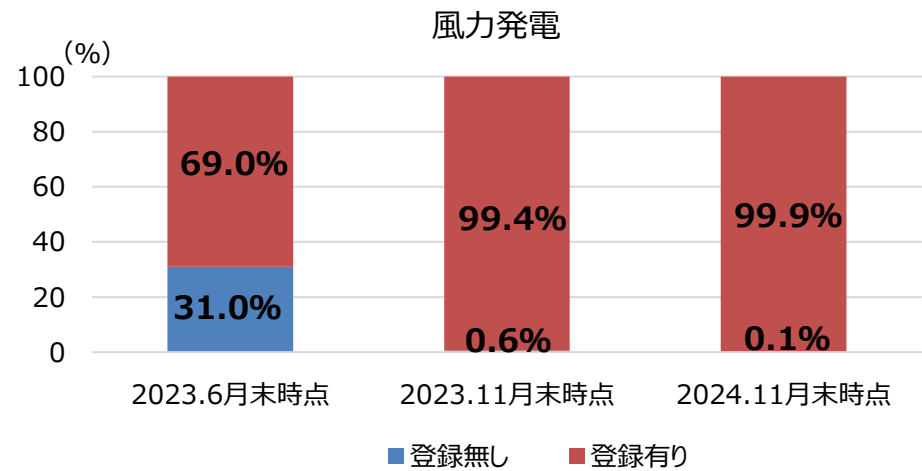
- 課税事業者のうちインボイス未登録である認定事業者について、インボイス発行事業者としての登録がなされるよう、買取義務者から認定事業者への徹底した周知等が実施されることが重要。
- このため、資源エネルギー庁において、複数回のメール・ハガキ送付等による認定事業者への個別周知等を行ってきた。また、一般送配電事業者等においては、インボイスの登録状況が把握できていない課税事業者に対し、個別に3回以上の架電を行い登録状況を確認するとともに、コールセンターの設置等による問合せへの応答体制を構築してきた。
- こうした取組を実施する中で、太陽光発電について、認定事業者のインボイス登録状況は、以下のとおりとなっている。



※ 登録割合は、一般送配電事業者等へのヒアリングをもとに、認定容量ベースで算出したもの。
※ インボイス制度開始時期より前の認定事業者のインボイス登録率を求めるため、2024年11月末時点の登録率算定に当たり、総認定容量は前回集計と同じ2023年11月時点の認定容量を採用している。
※ 「登録無し」には免税事業者を含む。

既認定事業者におけるインボイス登録状況②

● また、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電の認定事業者のインボイス登録状況（送配電事業者等から報告のあったもの）は、**ほぼ全ての認定事業者（99%以上）がインボイス登録済**となっている。



※ 登録割合は、一般送配電事業者等へのヒアリングをもとに、認定容量ベースで算出したもの。
※ インボイス制度開始時期より前の認定事業者のインボイス登録率を求めるため、2024年11月末時点の登録率算定に当たり、総認定容量は前回集計と同じ2023年11月時点の認定容量を採用している。
※ 「登録無し」には免税事業者を含む。

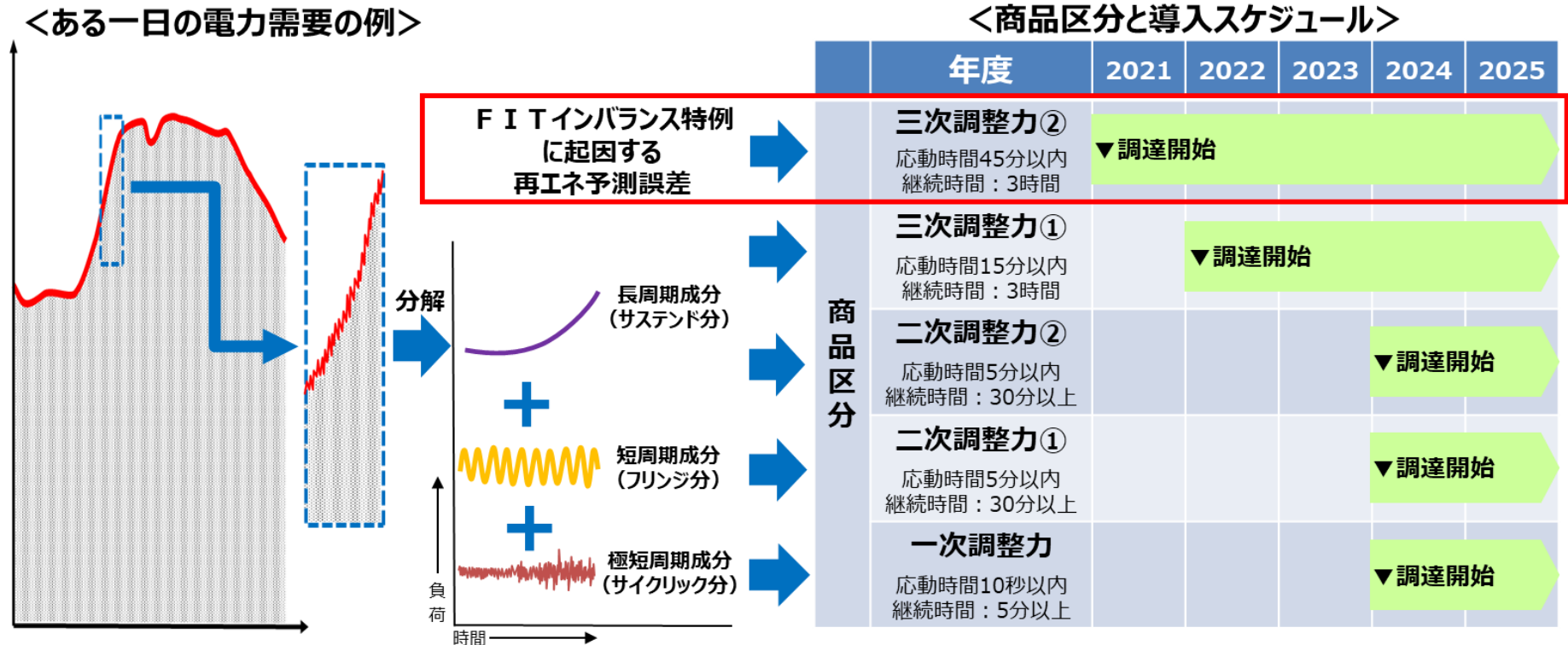
2025年度以降の対応（案）

- インボイス制度の導入に伴い、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、インボイス制度開始前に認定された課税事業者については、インボイス発行事業者としての登録を適切に促していく必要がある。これまでの買取義務者等と連携した周知の結果、インボイス制度開始前に認定された課税事業者において、インボイス発行事業者としての登録が一定程度進みつつある。
- 具体的に、各電源ごとに、既認定事業者のインボイス登録の状況は、以下のようになっている。
 - ① 住宅用太陽光は、住宅の屋根に設置されるという設置形態の性質上、認定事業者に課税事業者ではない個人が多い。こうしたことから、インボイス登録率は低い状況が継続しており、今後の大きな増加が見込まれ難い。
 - ② 事業用太陽光発電は、これまでの周知の結果、課税事業者におけるインボイス登録が着実に増加している。登録率の増加割合は鈍化しているが、引き続き、インボイス登録率を上げていく必要がある。
 - ③ 風力発電・地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電は、これまでの周知の結果、認定事業者の99%以上がインボイス登録済の課税事業者となっている。また、一般送配電事業者等の買取義務者から、インボイス登録がなされていない認定事業者に対して架電により確認を行ったところ、全ての者から「インボイス登録をしない」という意思表示がされたことを確認した。
- 以上を踏まえ、①住宅用太陽光と③風力発電・地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電については、今後、特段の大きな状況変化がない限りは、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、FIT制度における手当てを行うこととしてはどうか。
- また、②事業用太陽光については、周知活動によるインボイス登録率の更なる増加が見られる可能性がある点も踏まえ、2025年度はFIT制度における手当てを行うこととした上で、2026年度以降の取扱いについては、2025年度におけるインボイス登録の進捗状況、買取事業者等における周知活動の状況を踏まえ、来年度の本小委員会で検討することとしてはどうか。

1. 改正再エネ特措法（2024年4月施行）に基づく措置のフォローアップ
2. インボイス制度に係るFIT制度上の対応
3. **再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用（三次調整力②）**

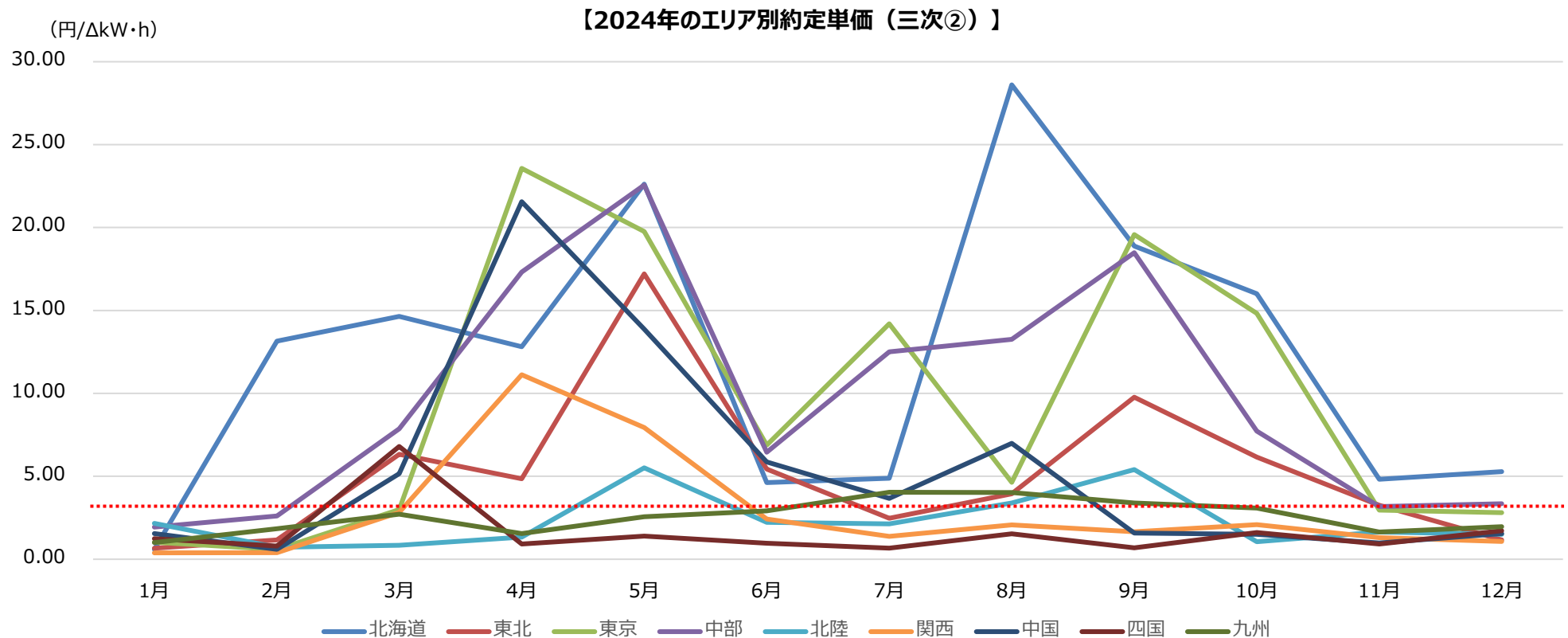
総論：需給調整市場と三次調整力②

- 電力需要の変動は成分毎に分解可能であり、発電機はそれぞれの変動成分に対応した機能を使い分けて周波数制御を実施している。需給調整市場では、応動時間や継続時間に応じて一次調整力から三次調整力②までの5つの商品が取り扱われている。
- FITインバランス特例に起因する再エネ予測誤差に対応するための調整力は、三次調整力②として整理されており、2021年度以降、需給調整市場で取引が行われている。三次調整力②の確保に要する費用は、FIT買取りに起因するものであることを踏まえ、再エネ特措法に基づくFIT交付金が交付されている。
- 本日の小委員会では、2025年度の交付について御議論いただきたい。



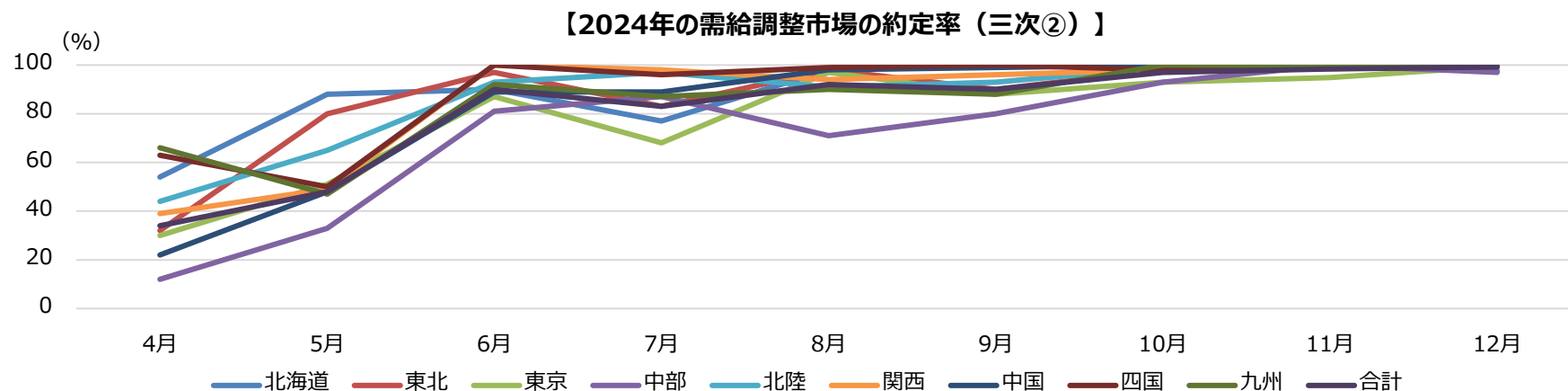
総論：需給調整市場に関する状況

- 需給調整市場においては、2024年4月以降、 Δ kW単価が高価となる事象が発生した。
- この事象について、関係審議会においては、募集量に対する未達が発生する中で、特に蓄電池・DRなどのリソースで応札時の Δ kW単価が非常に高価であったこと等が要因と分析されている。
- これに対して、調達費用削減に向けて、累次にわたり、需給調整市場における募集量削減等の取組が講じられてきた（詳細は次ページ以降参照）。



総論：調達費用削減に向けた対応（需給調整市場における募集量削減）

- 需給調整市場において、募集量が応札量を上回る状況を改善し、市場原理による競争活性化を図るため、次のように、累次にわたり、需給調整市場における募集量を削減する措置を講じてきた。また、こうした措置により削減した募集量に相当する調整力は、各一般送配電事業者が需給調整市場外で発電事業者と相対で締結する余力活用契約により調達することで確保されている。
 - ① 2024年6月からは、過去の調達率等を踏まえた募集量削減係数を設定し、当該係数を乗じることで募集量の削減を行うこととした。
 - ② 2024年7月からは、需給調整市場において三次②の確保すべき量の考え方を3σ相当分から1σ相当分に改め、これにより募集量の更なる削減を行うこととした。
 - ③ 2024年11月からは、需給調整市場と余力活用契約のトータルでの調達効率化を図る観点から、余力活用契約での調達コストを踏まえて、需給調整市場における募集量を削減する仕組みを導入した。
- こうした措置を通じて、2024年4月・5月には全国平均で50%未満であった需給調整市場の約定率は、2024年6月以降、概ね8～9割以上に増加した。



出典：電力需給調整力取引所による提供資料（速報値）に基づき事務局作成。

(参考) 2024年11月以降の募集量削減の仕組み

第96回制度検討作業部会（2024年9月27日）
資料3より抜粋

今後の前日商品の募集量削減について（1 / 2）

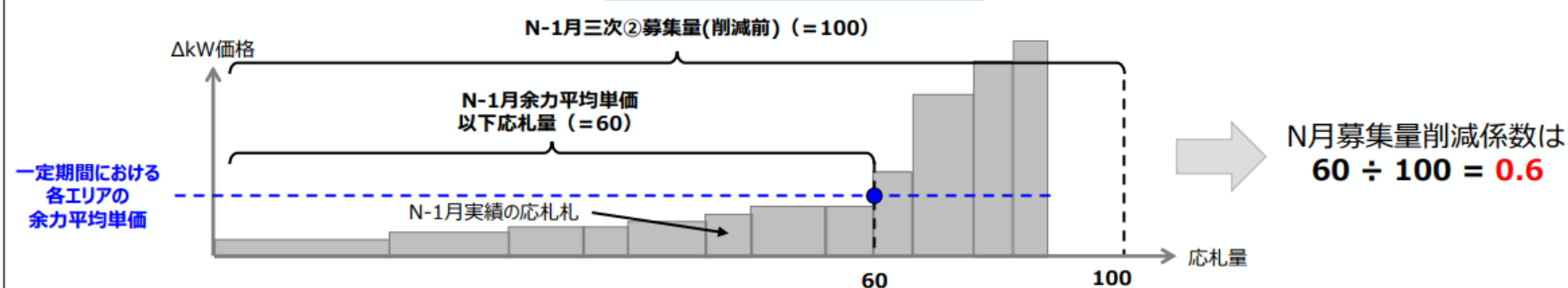
- 前述の課題等を踏まえると、毎月の状況、エリアごとの状況、余力活用コストとのバランスを考慮に入れた適切な水準の募集量を設定することが必要。例えば、**ブロック別・エリア別**で以下の式により算定してはどうか。

N月 募集量削減係数 = N-1月分応札量(過去一定期間の各エリア余力平均単価以下) ÷ N-1月分募集量(削減前)

(参考) 現行の方法 N月 募集量削減係数 = N-1月分約定量 ÷ N-1月分募集量(削減前)

- この設定によるポイントは以下のものが考えられる。
 - **エリアによって異なるΔkW応札単価・余力電源リストのコスト分布を考慮に入れて削減**ができる。
 - ΔkWの約定量ではなく、**応札量・応札価格次第で募集量削減係数が増減する仕組み**であり、安価なΔkWの札が大量に応札された場合は、募集量削減を行わない可能性もある（係数は最大で1）。
 - **余力調達コスト・市場調達コストの大小が逆転する点にて募集量を削減し、コスト最適化に近い状況を目指す。**

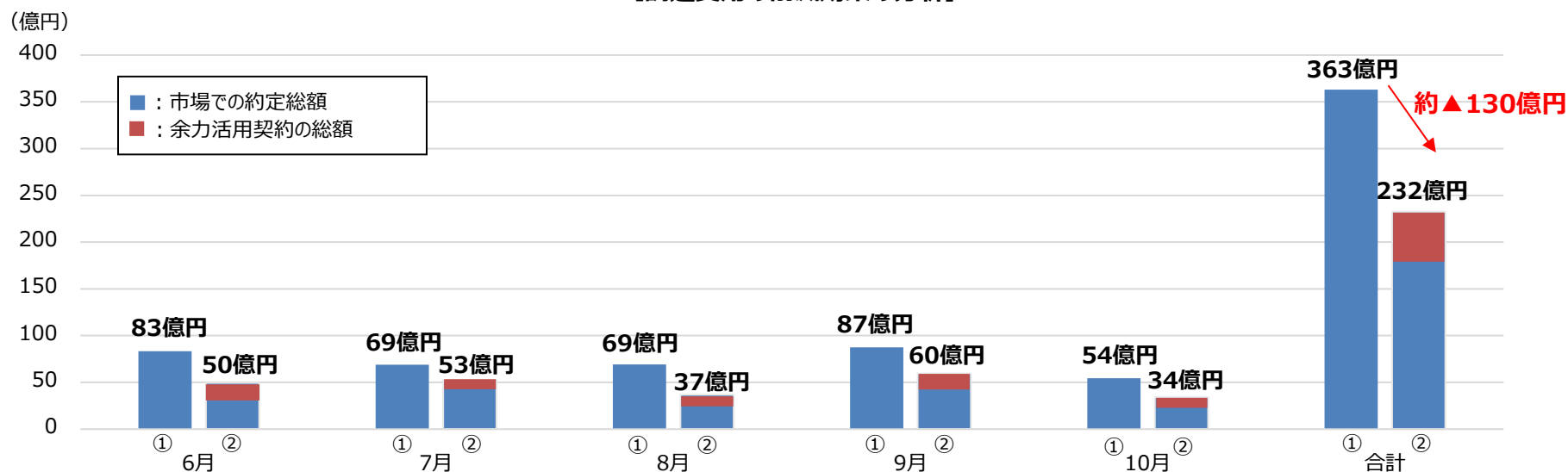
新しい募集量削減係数の算出イメージ



総論：調達費用削減に向けた対応の効果

- 需給調整市場における募集量の削減による三次調整力②調達費用の削減効果を分析するため、以下の①②を比較した。
 - ① 仮に募集量を削減しなかったと仮定し、削減前の募集量まで約定がなされた場合の推計約定総額（この場合は余力活用契約の費用は勘案しない。）【推計】
 - ② 募集量を削減した需給調整市場での約定総額 + 当該削減に係る調整力を調達するための余力活用契約の総額【実績】
- 各月において②が①を下回る結果となっており、調達費用の削減効果が確認された。2024年6月～10月の合計での調達費用の削減効果は、約130億円と見込まれる。

【調達費用の削減効果の分析】



出典：電力需給調整力取引所及び送配電網協議会による提供資料（速報値）に基づき事務局作成。

総論：需給調整市場等に関する状況を踏まえた対応（案）

- これまでは、需給調整市場における三次②の募集量が、FIT買取りに伴って必要となる調整力の量に基づき技術的に算定されている（募集量＝必要量という原則となっている）ことに鑑み、FIT交付金の交付は、一般送配電事業者が需給調整市場で調達した分を対象としてきた。
- 今般、需給調整市場における価格高騰への対応として、募集量を削減する措置が講じられ、「募集量＝必要量」という前提が必ずしも妥当しない状況が生じた。すなわち、一般送配電事業者が必要量を確保するために、需給調整市場と余力活用契約の双方を活用せざるを得ない状況となっている。この状況について、需給調整市場と余力活用契約の双方で要するコストを合計したトータルコストの観点からは、次のように評価できる。
 - ✓ 前述の需給調整市場における募集量削減の効果に係る分析に基づけば、現時点の需給調整市場等に関する状況を前提とすると、募集量を削減せずに必要量の全量を需給調整市場で調達するよりも、需給調整市場における募集量を削減した上で、当該削減に係る調整力を余力活用契約で調達した方が、トータルコストの抑制に繋がっている。
 - ✓ 2024年11月以降、需給調整市場と余力活用契約の関係の整理がなされ、新たな募集量の削減措置が導入された。ここでは、需給調整市場分と余力活用契約分の調達コストが同水準となることが想定されており、余力活用契約により調達を行った場合に、需給調整市場より特にコストが高くなるとは想定されていない。
- 以上の状況を踏まえると、現時点の需給調整市場等に関する状況を前提とすれば、国民負担の抑制の観点からも、募集量削減措置を実施した2024年6月以降について、一般送配電事業者が余力活用契約により調達した調整力をFIT交付金の対象とすることが妥当ではないか。
- その際、2024年の交付額と調達実績の差額の取扱いに当たっては、これまで前年分の差額調整について量の増減については調整しないとしてきたこととの関係が論点となる。今般の募集量の削減措置は、①一般送配電事業者の効率化努力にかかわらないものであり、②また、募集量削減措置により削減された市場約定量相当分を余力活用契約分として調達したものと見てFIT交付金の交付対象とすることを踏まえれば、2024年6月以降の需給調整市場における調達量の減少分については、差額調整の対象とすることが妥当ではないか。

(1) 交付額と調達実績の差額の取扱い（基本的な考え方）

- 三次②調達費用の交付に当たっては、前年の交付額と調達実績の差額について、所定のルールの下、次年度の交付額の算定に当たって差額調整を行うこととしている。
- 2024年の差額調整の基本的な考え方は、前述の需給調整市場等に関する状況を踏まえた対応等も踏まえ、次のとおり整理してはどうか。

【需給調整市場分】

- 調達単価を要因とする変動については、昨年度の算定方法を踏襲し、一般送配電事業者の取組以外の要素等によっても変動しうるものであることを踏まえ、±3%以上の単価差が生じた場合に対応する。
- 調達量を要因とする変動について、募集量削減措置の実施前の1月～5月分は、昨年度の算定方法を踏襲し、差額調整の対象としない。他方で、募集量削減措置の実施後の6～12月分は、前述の考え方に基づき、差額調整の対象とする。

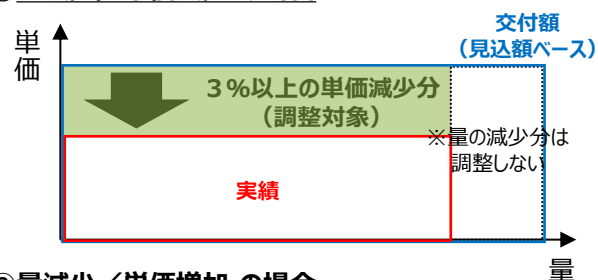
【余力活用契約分】

- 募集量削減措置の実施後の6月以降の余力活用契約分の単価・調達量については、その実績値（調達量については、募集量削減措置により削減された市場約定量相当分のみを対象とする。）を採用して差額調整の対象とする。
- なお、余力活用契約分の持替単価については、そのデータが得られるのが需給調整市場分よりも概ね2ヶ月程度遅延することから、前々年11月～前年10月の期間を差額調整の対象とすることとしてはどうか。その場合、今回の算定における調整の対象は、2024年6月～10月の期間となる。

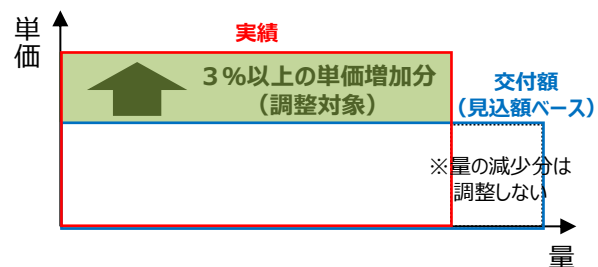
(参考) 交付額と調達実績の差額の取扱いの詳細

1～5月分（需給調整市場分）

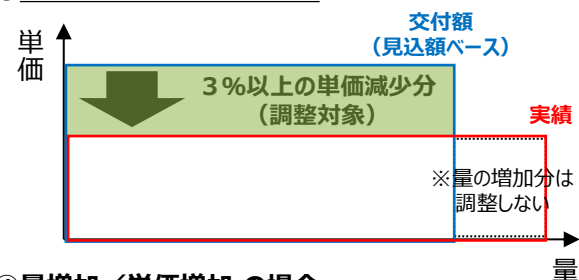
①量減少／単価減少の場合



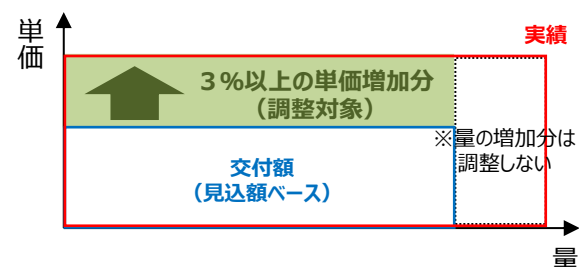
②量減少／単価増加の場合



③量増加／単価減少の場合

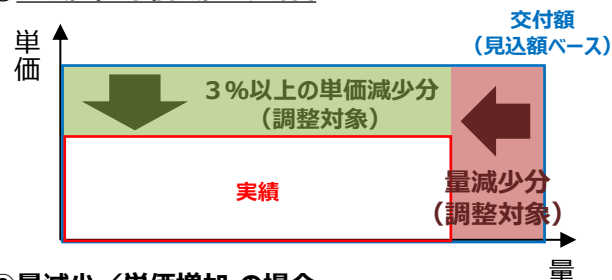


④量増加／単価増加の場合

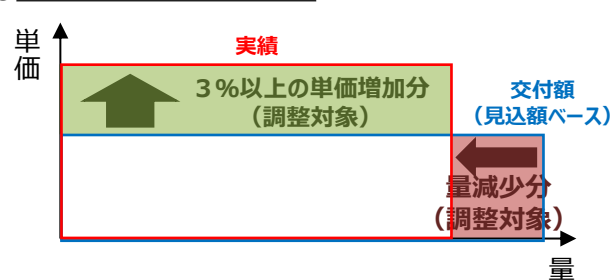


6～12月分（需給調整市場分）

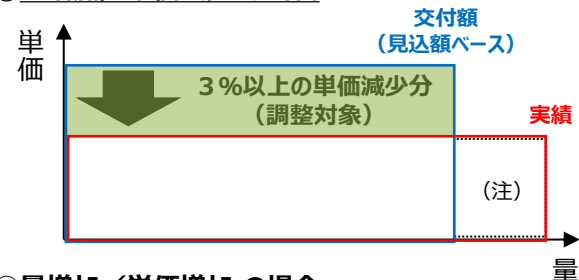
①量減少／単価減少の場合



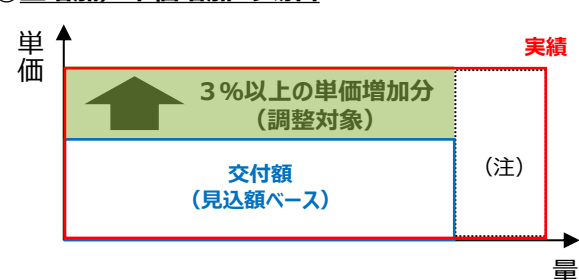
②量減少／単価増加の場合



③量増加／単価減少の場合



④量増加／単価増加の場合



(注) 今年度（6～12月分）は、募集量削減措置により、量が増加したエリアは存在しない。
来年度以降、量が増加する場合が生じることがあれば、量の増加要因を分析した上で、調整対象とするかどうかを決定する。

(1) 交付額と調達実績の差額の取扱い（算定結果（暫定値））

【前述の基本的な考え方に基づく2024年分の差額調整額（暫定値）】

単位：億円

エリア			北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
1～5月分	需給調整市場分		▲1.1	▲3.7	67.3	16.5	▲1.2	▲28.7	5.3	▲5.9	▲30.3
6～12月分	需給調整市場分	単価調整額	5.9	5.9	60.3	25.7	0.5	▲8.8	▲1.2	▲8.2	0.7
		量調整額	▲4.3	▲20.3	▲23.5	▲23.4	▲1.1	▲23.4	▲26.4	▲19.2	▲27.9
	余力活用契約分		2.6	5.5	23.6	4.6	0.3	11.6	3.2	1.6	3.3
合計			3.1	▲12.6	127.8	23.3	▲1.6	▲49.2	▲19.0	▲31.7	▲54.1

（注1）上記の数値は暫定値。各諸元の確報値を確定を待って、最終的な額は年度末までに決定する。
（注2）各数値は四捨五入のうえ表示。（注3）余力活用契約分については、6月～10月分のみ調整し、11月・12月分は、2026年度算定において考慮する。
（注4）単価調整額については、単価差のうち見込みから±3%以上の差を対象として調整している。

【備考】

- 2024年度分の交付金算定において、過年度分の差額調整等により当該年度の交付総額として算定された額がマイナスとなる場合には、当該年度の交付額をゼロとした上で、なお調整が必要な額について次々年度に繰り越して調整することと整理している。北海道については、2024年度分の交付金算定において、算定額が▲9.6億円となったため、2024年度の交付額はゼロとしていたところであるが、2025年度交付額において調整を行うこととする。
- 実需給が近づき、余剰となることが明らかとなった三次②を時間前市場に入札し、約定することで一般送配電事業者が得た利益については、再エネ賦課金の低減に活用することと整理している。この整理に基づき、2023年10月以降の売却益相当分を控除する。当該費用は、北海道3万円、東北290万円、東京1,287万円、関西213万円、中国1,614万円、四国577万円、九州449万円であり、その他のエリアはゼロである。
- 2024年11月の制度設計・監視専門会合では、発電事業者が経済合理的な電源運用を行う観点から経済差替を行った場合に、当該差替によって生じた利益の半分は、一般送配電事業者に返納されることとなった。こうした運用の見直しは、2025年4月から開始される。このため、2026年度分以降の交付金算定に当たっては、上記の運用見直しにより一般送配電事業者に返納された利益相当分を交付金算定から控除する。
- 後掲(2)の2025年度調整力確保費用見込額と合わせて算定された額がマイナスとなる場合には、これまでの整理（前述1）を踏襲し、2025年度の交付額をゼロとした上で、なお調整が必要な額について2026年度に繰り越して調整する。

(2) 2025年度調整力確保費用見込額（基本的な考え方）

- 2025年度の調整力確保費用見込額の算定は、以下の考え方に基づき算定することとしてはどうか。

- ① 需給調整市場分と余力活用契約分のいずれも、「調達単価見込額」に「調達見込量」を乗じて算定する。
- ② 「調達単価見込額」について、一連の募集量削減措置が完了した2024年11月以降は、需給調整市場の単価高騰が収束していることや、2025年度も現行の募集量削減措置が継続することを踏まえ、**2024年11月・12月の各エリアの需給調整市場の単価実績を採用する**（ただし、市場の単価実績には季節性が存在することから、過去の単価実績を踏まえて季節変動調整を行う）。

（※）余力活用契約分については、本来的には2024年11月・12月の各エリアの余力契約等の単価実績を採用することが望ましいが、現時点でデータが得られていないことと、2024年11月の募集量削減措置の導入以降は、需給調整市場と余力契約等分の調達コストが同水準となることが想定されていることから、**2024年11月・12月の各エリアの需給調整市場の単価実績をそのまま採用する**。

- ③ 「調達見込量」については、**2024年11月以降の募集量削減措置を講じたと仮定した場合の各エリアの需給調整市場又は余力活用契約の調達量を半年分計算（2024年7月～10月）し、当該データと実績（2024年11月・12月）を合わせた半年間分のデータを年間ベースに割り戻した数値を採用**する。その際、昨年度までの算定と同様、一般送配電事業者の効率的な調整力確保を促すため、需給調整市場分と余力活用契約分のいずれについても、**効率化係数・インセンティブ**の双方の仕組みを適用する。

✓ 効率化係数

一般送配電事業者の削減努力によって変動可能と考えられる範囲として、0.5%/年と設定し、**前記の考え方で採用した調達見込量に0.5%を乗じた量を、翌年度の調達見込量の算定から控除**。

✓ インセンティブ

各社の調達量削減について、**自らの前年度からの改善率（縦比較）と、他社の改善率との競争（横比較）の双方を考慮**して評価し、これに応じ、**翌年度の調達見込量に＋3%、±0%、▲3%のいずれかのインセンティブを付与**。

（※）インセンティブとして付与できる金額については、国民負担を原資とするFIT交付金を活用していることや、継続的に三次②調達費用を低減させていく必要があることを踏まえ、前年度の交付金額を参考に上限を定めることとしている。

(参考) インセンティブの考え方と各エリアのΔkW改善率

- 調達見込量の算定に当たっては、昨年度の自社との比較（縦比較）と他社との比較（横比較）を行い、双方の要件を満たす場合に±3%のインセンティブ・ペナルティを付与する。
 - 縦比較： ΔkW改善率が0.5%以上改善でインセンティブを付与／0.5%以上悪化でペナルティを付与。
 - 横比較： ΔkW改善率が上位3位以内でインセンティブ付与／下位3位でペナルティを付与。
- (※) インセンティブの算定に当たっては、ΔkW必要量を参照していることから、募集量削減措置の影響を受けずに各一般送配電事業者の取組を評価することが可能である。なお、上記により計算されたインセンティブ・ペナルティについては、市場調達分のみならず、余力契約分の調達見込量の算定にも反映する。

<インセンティブの考え方>

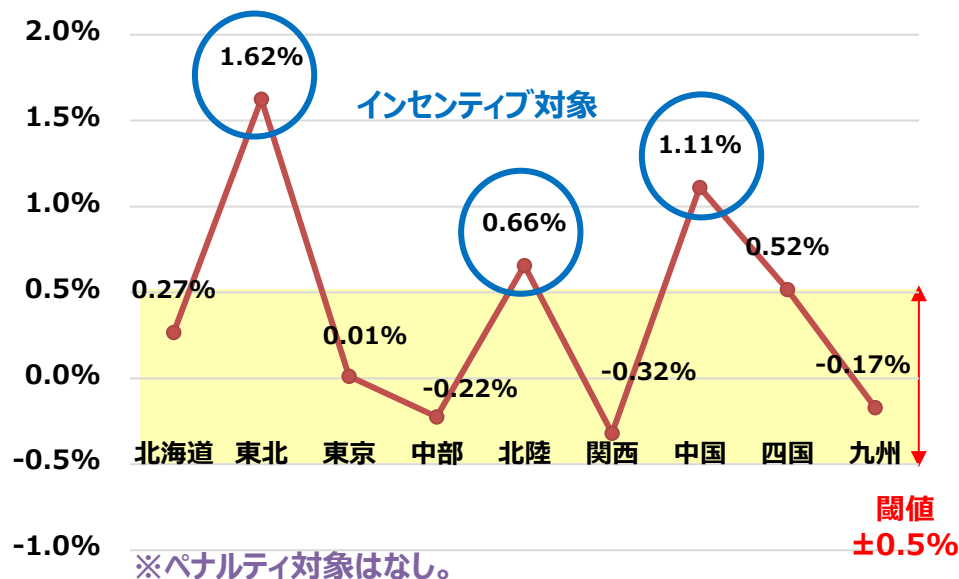
第49回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力NW小委員会（2023年2月）資料2より抜粋



<ΔkW改善率の計算方法>

$$\frac{\text{改善量}}{\text{FIT設備量（前年度）}} = \frac{\text{ΔkW必要量（前年度－当年度）} \pm \text{FIT設備量影響} \pm \text{気象影響}}{\text{FIT設備量（前年度）}}$$

<2024年におけるエリア別ΔkW改善率>



(2) 2025年度調整力確保費用見込額（算定結果（暫定版））

エリア	調達単価見込額 (円/ΔkW・h)		エリア	補正後の見込量 (億ΔkW・h)		エリア	2025年度交付金見込額 (億円)	
	需給調整 市場	余力活用 契約		需給調整 市場	余力活用 契約		需給調整 市場	余力活用 契約
北海道	9.0	5.1	北海道	2.4	0.9	北海道	21.3	4.8
東北	3.8	2.0	東北	5.4	1.9	東北	20.3	3.8
東京	5.7	2.9	東京	15.3	5.2	東京	87.4	15.1
中部	5.8	3.3	中部	4.1	5.0	中部	24.1	16.4
北陸	3.1	1.6	北陸	0.6	0.5	北陸	2.0	0.8
関西	2.1	1.1	関西	9.7	1.3	関西	20.8	1.4
中国	2.2	1.2	中国	1.7	3.8	中国	3.9	4.6
四国	2.4	1.3	四国	3.6	1.4	四国	8.7	1.8
九州	3.4	1.8	九州	10.2	7.6	九州	34.4	13.5
平均	4.2	2.3	合計	53.0	27.5	合計	222.9	62.3

(注 1) 上記の数値は暫定値。各諸元の確報値を確定を待って、最終的な額は年度末までに決定する。

(注 2) 各数値は四捨五入のうえ表示。

(注 3) 実際の交付額単価は、FIT設備の見込量で算定した交付金額を、エリアごとに2025年度の買取電力量の見込値で割り戻し、決定される。

(注 4) 沖縄については、需給調整市場が開場していないため、過年度と同様、沖縄エリアの過去の調整力確保率を踏まえた調整力確保量等を用いて算定している（2025年度調整力確保見込額：2.9億円）。

(3) その他の事項：差額調整分等の交付方法の見直し

- 現行制度において、三次調整力②の調達費用については、次の形で交付されている。
 - ① 各一般送配電事業者ごとに、①前年分の差額調整等 + ②当年分の交付額を踏まえ、当該年度に交付されるべき額の総額（見込み）を算定する。（※①には、前々年度におけるマイナス精算の反映、時間前市場売却益の活用を含む。）
 - ② ①の総額を、各一般送配電事業者が当該年度に買い取ることが見込まれる再エネ電力量で除して、再エネ電力量 1 kWh当たりの費用を算定する。経済産業大臣告示には、この 1 kWh当たりの費用が告示され、実際に買い取った再エネ電力量に比例する形で、一般送配電事業者に費用が交付される。
- ②当年分の交付額に関しては、現に買い取った再エネ電力量に比例して生じる費用であることから、現行の方式が妥当と考えられるが、①の前年分の過不足調整等については、既に確定している費用を便宜上翌年度に交付しているものであるため、実際に買い取った再エネ電力量に比例させない形の方が、一般送配電事業者の予見性を高めることに繋がる。
- したがって、今後は、①は定額交付、②は引き続き実際に買い取った再エネ電力量に比例する形で交付してはどうか。

